

水産政策審議会資源管理分科会くろまぐろ部会の設置について

1. 設置の趣旨

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律に基づく、くろまぐろの漁獲可能量の配分方法に関し調査審議するため、水産政策審議会資源管理分科会に、くろまぐろ部会を置くこととする。

【参考】水産政策審議会令（平成 13 年政令第 230 号）

第 6 条 審議会及び分科会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。
2～6（略）

2. 部会の委員及び特別委員の選任

部会の委員及び特別委員は、分科会の委員及び特別委員から分科会長が指名する。